

再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）作成の手引

令和6年9月

東京都建設副産物対策協議会事務局

内容

1. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）作成の対象工事	1
(1) 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）について	1
(2) 東京都の基準	2
2. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の記入	3
2-1. 工事概要	3
2-2. 建設資材利用	5
2-3. 建設副産物搬出	7
3. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の記入（特に入力難しい品目）	10
3-1. 建設泥土（建設汚泥）	10
3-2. 建設発生木材（建設発生木材A、建設発生木材B）	11
3-3. 建設発生土（第1～4種建設発生土）	11
4. 記入例	13

1. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）作成の対象工事

（1）再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）について

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号、最終改正 令和4年法律第46号）（以下「資源有効利用促進法」という。）の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めた省令」（平成3年建設省令第19号、最終改正 令和4年国土交通省令第65号）において、建設工事業業者は、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、再生資源の利用を行うものとされており、再生資源の原則利用が定められています。一定規模以上の建設資材を搬入する建設工事を施工する場合（表1）においては、あらかじめ再生資源利用計画を作成しなければなりません。

また、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号、最終改正 令和4年国土交通省令第65号）において、建設工事業業者は指定副産物に係る再生資源の利用の促進を原則とし、一定規模以上の指定副産物を搬出する建設工事を施工する場合（表1）において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成しなければなりません。

表1 資源有効利用促進法に基づく一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2. 砕石・・・・・・・・・・500t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・ コンクリート塊 } 合計 建設発生木材 } 200t以上

なお、様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注機関が様式を指定しています。

(2) 東京都の基準

東京都では、建設副産物のリサイクルを計画的かつ効率的に実施していくため、都、都政策連携団体及び区市町村発注の建設工事の計画、設計、施工までの各段階において、建設副産物の発生抑制、現場内利用、工事間利用、再資源化施設の活用、再生建設資材の利用等に関するリサイクル計画書を作成し、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を添付することとしています。

なお、東京都においては、資源有効利用促進法よりも厳しい基準（表2）を設定しており、「東京都建設リサイクルガイドライン」に定める一定規模以上の工事について、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成・提出を義務付けています。

表2 東京都建設リサイクルガイドラインに定める一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれかが該当する建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂 2. 砕石 3. 加熱アスファルト混合物 } 使用する 全ての工事 （下限値なし）	次のいずれかが該当する指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土を搬出する工事 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物 } 発生する 全ての工事 （下限値なし） 3. 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物 } 一品目当たり 1t以上する工事

発注部局によって表2とは基準が異なる場合がある。その場合、発注者は基準を特記仕様書へ記載等する。ただし、表1に該当する場合は再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を作成しなければならない。

表3 各段階での作成・提出

段 階	要 件	添付書類	作成者
施工段階の リサイクル計画書 （施工計画書）	土砂、砕石、又は加熱アスファルト混合物を搬入する工事	再生資源利用計画書	工事受注者
	建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、又は建設混合廃棄物等を搬出する工事	再生資源利用促進計画書	工事受注者
再資源化等の完了又は 工事完了段階 （建設リサイクル法 第18条に基づく再資源 化等報告書に添付）	土砂、砕石、加熱アスファルト混合物を搬入する工事	再生資源利用実施書	工事受注者
	建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、又は建設混合廃棄物等を搬出する工事	再生資源利用促進実施書	工事受注者

2. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の記入

2-1. 工事概要

(1) 発注機関名 **（必須）**

発注機関の部署出先事務所まで記入してください。

※ 「発注機関コード」欄へは別添のコード表【発注機関コード】を参照してください。

※ 「(旧) ○○」のコードは旧名称になりますので選択しないでください。

(2) 発注担当者チェック欄

発注機関担当者の確認結果を記入してください。

※ 元請業者は記入の必要はありません。

(3) 担当者 **（必須）**

発注機関の担当者の名前を記入してください。

(4) TEL **（必須）**

発注機関の電話番号を記入してください。

(5) 法人番号 **（必須）**

法人の場合は、法人番号を記入してください。

※個人の場合は、記入の必要はありません。

(6) 請負会社名 **（必須）**

個人の場合は、氏名、法人の場合は商号を記入してください。また、「建設業許可または解体工事業登録」欄は、建設業または解体工事業のいずれか該当する方の必要事項を記入してください。

※ 「請負会社コード」欄へは別添のコード表【請負会社コード】を参照してください。

【建設業の場合】

大臣または知事のいずれかに○をし、建設業許可番号を記入してください。

【解体工事業の場合】

当該解体業者の登録をした行政庁、解体工事業の登録番号を記入してください。

(7) 会社所在地 **（必須）**

個人の場合は、本人の住所、法人の場合は営業所（本店、支店等）の所在地を記入してください。

(8) TEL **（必須）**

個人の場合は本人の所有する電話の番号、法人の場合は営業所（本店、支店等）に置かれている電話の番号を記入してください。

(9) Email

個人の場合は本人の所有するメールアドレス、法人の場合は営業所（本店、支店等）で受信可能なメールアドレスを記入してください。

(10) 記入年月日 **(必須)**

再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を提出した年月日（和暦）を記入してください。

(11) 工事責任者 **(必須)**

主任技術者（監理技術者）または技術管理者を記入してください。

(12) 調査票記入者 **(必須)**

再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の記入者を記入してください。

(13) 工事名 **(必須)**

工事の名称を記入してください。

※ 「工事種類コード」欄へは別添のコード表【工事種類コード】を参照してください。

※ 「工事種類コード」が土木工事、もしくは修繕・模様替え工事にもかかわらず、「建築面積」、「延床面積」、「階数_地上」、「階数_地下」、「構造」、「使途」に記入がされていると、後日、確認の連絡があることがあります。

※ 「工事種類コード」には公共工事用と、民間工事用がありますので、公共工事にもかかわらず民間工事用の「工事種類コード」を選択している場合、又は、民間工事にもかかわらず公共工事用の「工事種類コード」を選択していると、後日、確認の連絡があることがあります。

(14) 工事施工場所 **(必須)**

工事の主たる施工場所を記入してください。

※ 「住所コード」欄へは別添のコード表【住所コード】を参照してください。

※ 「(旧) ○○」のコードは旧地名になりますので選択しないでください。

※ 通常、公共工事は発注機関の管轄する区域内での工事であるため、公共工事発注機関の管轄区域以外の場所で工事を行っている場合には、後日、確認の連絡があることがあります。

(15) 工事概要等

記入者が最も訴えたい知見および結果を簡潔、正確に主観を交えずに記入してください。

(16) 施行条件の内容(再生資源の利用に関する特記事項等)

再生資源の利用に関する特記事項等を記入してください。

(17) 請負金額 **(必須)**

請負金額（税込み）を万単位で記入してください。また、「左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用」欄へは再資源化等に要した費用を、「再資源化等が完了した年月日」欄へは等が完了した年月日（和暦）を必要に応じて記入してください。

※ 「特定建設資材廃棄物」は「コンクリート塊」、「建設発生木材」、「アスファルト・コンクリート塊」になります。

※ 1万円未満は四捨五入で記入してください。

※ 10億円を超える請負金額は、後日、確認の連絡があることがあります。

(18) 工期 **(必須)**

着工年月日（和暦）および竣工年月日（和暦）を記入してください。

(19) 建築面積 **(必須) ※ 建築・解体工事のみ**

工事対象の建築面積を記入してください。

(20) 延床面積 **(必須) ※ 建築・解体工事のみ**

工事対象の延床面積を記入してください。

※ 階数が2層以上で建築面積が延床面積より大きい場合、後日、確認の連絡があります。

(21) 構造 **(必須) ※ 建築・解体工事のみ**

工事対象の構造の該当のものに○をつけてください。

(22) 使途 **(必須) ※ 建築・解体工事のみ**

工事対象の使途の該当のものに○をつけてください。

(23) 階数 **(必須) ※ 建築・解体工事のみ**

地上階数および地下階数を記入してください。

2-2. 建設資材利用

(1) 小分類コード

建設資材の小分類を「再生資源利用 [促進] 計画書 (実施書)」の下記コード表 (※5) を参考に記入してください。

※ 「再生資材利用量」が0を越える (再生資材利用量>0) 時は**必須項目**になります。

※ 建設資材が2箇所を超える場合は用紙を変えて記入してください

(2) 規格

再生資材の規格を記入してください。

(3) 主な利用用途コード

主な利用用途を「再生資源利用 [促進] 計画書 (実施書)」の下記コード表 (※6) を参考に記入してください。

(4) 利用量

建設資材 (新材を含む) の全体の利用量を記入してください。

※ 小数点第三位まで記入してください。

※ 「再生資材利用量」が0を越える (再生資材利用量>0) 時は**必須項目**になります。

※ 「利用量、再生資材利用量」>100,000 (t 又はm³又は kg) の場合、後日確認の連絡があることがあります。

※ 「工事概要」の「工事種別」が解体工事で「利用量」が記入されている場合、後日、確認の連絡があることがあります。

※ 「利用量」と「再生資材利用量」の関係 (資材が再生材に限定される場合は「利用量」と「再生資材利用量」が同値、新材に限定される場合は「再生資材利用量」が記入されていない) が矛盾している場合、後日、確認の連絡があることがあります。

※ 建設資材のコンクリートの「生コン (バージン骨材)」、「無筋コンクリート二次製品 (バージン骨材)」、コンクリート及び鉄の「有筋コンクリート二次製品 (バージン骨材)」、土砂の「山砂、山土などの新材」、砕石の「ぐり石、割ぐり石、自然石」は新材になるので、利用量以外の項目を入力する必要はありません。

(5) 再生資材の供給元施設、工事等の名称 ※ 再生資材を利用した場合のみ

再生資材の供給元施設、工事等の名称を記入してください。

(6) 再生資材の名称コード ※ 再生資材を利用した場合のみ

再生資材の名称コードを「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」の下記コード表（※7）を参考に記入してください。

(7) 再生資材利用量 ※ 再生資材を利用した場合のみ

利用量のうち、再生資材の利用量を記入してください。

※ 小数点第三位まで記入してください。

※ アスファルト混合物等で、利用した再生材（製品）の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材（製品）の利用量を記入してください。

※ 「利用量、再生資材利用量」 > 100,000 (t 又はm³又は kg) の場合、後日確認の連絡があることがあります。

(8) 供給元種類コード ※ 再生資材を利用した場合のみ

供給元種類コードを「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」の下記コード表（※8）を参考に記入してください。

※ 「再生資材利用量」が0を越える（再生資材利用量>0）時は**必須項目**になります。

※ 供給元種類コードの選択可否は、以下の表を参考にしてください。

供給元種類	コンクリート									コンクリート及び鉄					木材		
	生コン(バージン骨材)	再生生コン(Co再生骨材H)	再生生コン(Co再生骨材M)	再生生コン(Co再生骨材L)	再生生コン(その他再生材)	無筋コンクリート二次製品(バージン骨材)	無筋コンクリート二次製品(リユース品)	再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)	再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)	その他	有筋コンクリート二次製品(バージン骨材)	有筋コンクリート二次製品(リユース品)	再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)	再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)	その他	木材(ボード類を除く)	木質ボード
1. 現場内利用	-	x	x	x	x	-	o	x	x	o	-	o	x	x	o	o	o
2. 他の工事現場（内陸）	-	x	x	x	x	-	o	x	x	o	-	o	x	x	o	o	o
3. 他の工事現場（海面）	-	x	x	x	x	-	o	x	x	o	-	o	x	x	o	o	o
4. 再資源化施設	-	x	x	x	x	-	o	x	x	o	-	o	x	x	o	o	o
5. 土砂ストックヤード	-	x	x	x	x	-	x	x	x	x	-	x	x	x	x	x	x
6. その他	-	o	o	o	o	-	o	o	o	o	-	o	o	o	o	o	o

○：選択可 ×：選択不可

供給元種類	アスファルト・コンクリート							
	粗粒度アスファルトコンクリート	密粒度アスファルトコンクリート	細粒度アスファルトコンクリート	開粒度アスファルトコンクリート	改質アスファルトコンクリート	アスファルトモルタル	加熱アスファルト安定処理路盤材	その他
1. 現場内利用	o	o	o	o	o	o	o	o
2. 他の工事現場（内陸）	o	o	o	o	o	o	o	o
3. 他の工事現場（海面）	o	o	o	o	o	o	o	o
4. 再資源化施設	o	o	o	o	o	o	o	o
5. 土砂ストックヤード	x	x	x	x	x	x	x	x
6. その他	o	o	o	o	o	o	o	o

○：選択可 ×：選択不可

供給元種類	土砂									
	第一種建設発生土	第二種建設発生土	第三種建設発生土	第四種建設発生土	浚渫土以外の泥土	浚渫土	土質改良土	建設汚泥処理土	再生コンクリート砂	山砂、山土などの新材(採取土、購入)
1. 現場内利用	o	o	o	o	o	o	x	o	x	-
2. 他の工事現場（内陸）	o	o	o	o	o	o	x	o	x	-
3. 他の工事現場（海面）	x	x	x	x	x	o	x	x	x	-
4. 再資源化施設	x	x	x	x	x	x	o	o	o	-
5. 土砂ストックヤード	o	o	o	o	o	o	x	x	x	-
6. その他	o	o	o	o	o	o	x	o	x	-

○：選択可 ×：選択不可

供給元種類	砕石						塩化ビニル管・継手	
	クラッシュシャーラン	粒度調整砕石	鉱さい	単粒度砕石	ぐり石、割り石、自然石	その他	硬質塩化ビニル管	その他
1. 現場内利用	o	o	x	o	-	o	o	o
2. 他の工事現場（内陸）	o	o	x	o	-	o	o	o
3. 他の工事現場（海面）	o	o	x	o	-	o	o	o
4. 再資源化施設	o	o	x	o	-	o	o	o
5. 土砂ストックヤード	x	x	x	x	-	x	x	x
6. その他	o	o	o	o	-	o	o	o

○：選択可 ×：選択不可

供給元種類	石膏ボード						その他の建設資材
	石膏ボード	シーリング石膏ボード	強化石膏ボード	化粧石膏ボード	石膏ラースボード	その他	
1. 現場内利用	○	○	○	○	○	○	○
2. 他の工事現場（内陸）	○	○	○	○	○	○	○
3. 他の工事現場（海面）	○	○	○	○	○	○	○
4. 再資源化施設	○	○	○	○	○	○	○
5. 土砂ストックヤード	×	×	×	×	×	×	×
6. その他	○	○	○	○	○	○	○

○：選択可 ×：選択不可

(9) 施工条件内容コード ※ 再生資材を利用した場合のみ

施工条件内容コードを「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」の下記コード表（※9）を参考に記入してください。

(10) 再生資材の供給元場所住所 ※ 再生資材を利用した場合のみ

再生資材の供給元住所を記入してください。

※ 「住所コード」欄へは別添のコード表【住所コード】を参照してください。

※ 「(旧) ○○」のコードは旧地名になりますので選択しないでください。

※ 「再生資材利用量」が0を越える（再生資材利用量>0）時は**必須項目**になります。

※ コード表と再生資材の供給元住所が一致しているか確認してください。

※ 供給元種類コードが「1. 現場内利用」の時、「工事施工場所」と「供給元場所住所」が異なる場合、後日、確認の連絡があることがあります。

(11) 再生資源利用率 ※ 再生資材を利用した場合のみ

再生資材の利用率（再生資材利用量÷利用量×100）を記入してください。

※ 小数点第一位まで記入してください。

2-3. 建設副産物搬出

(1) 発生量

建設副産物搬出の全体の発生量（「現場内利用量」＋「減量化量」＋「現場外搬出量」の合計）を記入してください。

※ 小数点第三位まで記入してください。

(2) 用途コード ※ 現場内利用がある場合のみ

用途コードを「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」の下記コード表（※10）を参考に記入してください。

(3) 利用量 ※ 現場内利用がある場合のみ

現場内利用の利用量を記入してください。

※ 小数点第三位まで記入してください。

※ 「利用量」>100,000（t 又は地山m³又は kg）の場合、後日確認の連絡をさせていただくことがあります。

(4) うち現場内改良分 ※ 現場内利用がある場合のみ

現場内利用の利用量のうち、現場内での改良分を記入してください。

※ 小数点第三位まで記入してください。

※ 「うち現場内改良分」>100,000（t 又は地山m³又は kg）の場合、後日確認の連絡をさせていただくことがあります。

(5) 減量法コード ※ 減量化した場合のみ

減量法コードを「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」の下記コード表（※11）を参考に記入してください。

(6) 減量化量 ※ 減量化した場合のみ

減量化量を記入してください。

※ 小数点第三位まで記入してください。

※ 「減量化量」>100,000（t 又は地山m³又は kg）の場合、後日確認の連絡をさせていただくことがあります。

(7) 搬出先名称 ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出先の名称を記入してください。

※ 搬出先が3箇所を超える場合は用紙を変えて記入してください。

(8) 区分 ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出先が公共か民間かどちらかに○をつけてください。

(9) 施工条件の内容コード ※ 現場外に搬出した場合のみ

施工条件の内容コードを「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」の下記コード表（※12）を参考に記入してください。

(10) 搬出先場所住所 ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出先の住所を記入してください。

※ 「住所コード」欄へは別添のコード表【住所コード】を参照してください。

※ 「(旧) ○○」のコードは旧地名になりますので選択しないでください。

※ コード表と搬出先場所住所が一致しているか確認してください。

※ 「現場外搬出量」が0を越える（現場外搬出量>0）時は**必須項目**になります。

(11) 運搬距離 ※ 現場外に搬出した場合のみ

運搬距離を記入してください。

※ 小数点以下四捨五入で記入してください。

※ 1kmに満たないときは1kmとして記入してください。

※ 「現場外搬出量」が0を越える（現場外搬出量>0）時は**必須項目**になります。

※ 搬出先が同じ都道府県であるのにもかかわらず、運搬距離≥100（km）の場合、後日確認の連絡をさせていただくことがあります。

※ 「工事施工場所」と「搬出先場所住所」が異なる（隣の都道府県内であるにもかかわらず、「運搬距離」が1km未満又は200km以上または、隣の都道府県より遠い関係であるにもかかわらず、「運搬距離」が40km未満又は500km以上）場合、後日確認の連絡をさせていただくことがあります。

(12) 搬出先の種類コード ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出先の種類コードを「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」の下記コード表（※13）を参考に記入してください。

※ 「現場外搬出量」が0を越える（現場外搬出量>0）時は**必須項目**になります。

※ 搬出先種類コードの選択可否は、以下の表を参考にしてください。

(1) 搬出先の種類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材 A	建設発生木材 B	建設汚泥	金属くず	紙くず	廃プラスチック	廃塩化ビニル管・継手	廃石膏ボード	その他の分別された廃棄物	混合状態の廃棄物	アスベスト	その他がれき類
1.売却	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	×	×	×
2.他の工事	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×
3.広域認定制度による処理	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)	×	×	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×
7.中間処理施設(単焼却)	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：選択可 ×：選択不可

(13) 現場外搬出量 ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出量を記入してください。

※ 小数点第三位まで記入してください。

※ 「現場外搬出量」 > 100,000 (t 又は地山 m^3 又は kg) の場合、後日確認の連絡をさせていただきます。

(14) うち現場内改良分 ※ 現場外に搬出した場合のみ

現場外搬出量のうち現場内で改良した量を記入してください。

※ 小数点第三位まで記入してください。

※ 「うち現場内量改良分」 > 100,000 (t 又は地山 m^3 又は kg) の場合、後日確認の連絡をさせていただきます。

(15) 再生資源利用促進量 ※ 現場外に搬出した場合のみ

再生資材利用促進量を記入してください。

※ 小数点第三位まで記入してください。

※ 建設廃棄物の場合は、「搬出先の種類コード」で 1~6 を選択した場合は「100」を、それ以外は「0」としてください。

※ 建設発生土の場合は、「搬出先の種類コード」で 1~6 を選択した場合は「100」を、それ以外は「0」としてください。

(16) 再生資源利用促進率 ※ 現場外に搬出した場合のみ

再生資源利用促進率 ((「利用量」 + 「減量化量」 + 「再生資源利用促進量」) ÷ 「発生量」) を記入してください。

3. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の記入（特に入力難しい品目）

3-1. 建設泥土（建設汚泥）

(1) 用途コード（現場内利用）

- ・ 回収泥水に添加剤を加えシールド工等の裏込材として自ら利用した場合は「2. 裏込材」を選択してください。
- ・ 回収泥水をスラリー化安定処理し、流動化処理土としてシールド工インバート等に自ら利用した場合は「3. 埋戻し材」を選択してください。

(2) 利用量（現場内利用）

- ・ 回収泥水に添加剤を加えシールド工等の裏込材として自ら利用した量を記入してください。
- ・ 回収泥水をスラリー化安定処理し、流動化処理土としてシールド工インバート等に自ら利用した量を記入してください。

(3) うち現場内改良分（現場内利用）

利用量と同じ量を記入してください。

(4) 減量法コード（減量化）

以下の場合には便宜的に全て「4. その他」を選択してください。

- ・ 分別量（水切り、仮置き等により泥状を呈さず建設発生土となったもの）
- ・ 分級量（分級土搬出量）
- ・ 処理工程による脱水量（脱水した水の量）
- ・ 処理工程により泥状を呈しなくなった量

(5) 減量化量（減量化）

以下の合計を記入してください。

- ・ 分別量（水切り、仮置き等により泥状を呈さず建設発生土となったもの）
- ・ 分級量（分級土搬出量）
- ・ 処理工程による脱水量（脱水した水の量）
- ・ 処理工程により泥状を呈しなくなった量

(6) 搬出先の種類コード（現場外搬出）

- ・ 海面処分場の覆土材利用（個別指定による工事間利用）は全て「2. 他の工事現場」を選択してください。
- ・ 再生資源化施設（中間処理施設）に搬出した場合は全て「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」を選択してください。
- ・ いかなる場合も、「2. 他の工事現場」、「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」のみの選択としてください。
- ※ 『2. 5』以外を入力した場合は、入力間違いではないか後日確認の連絡をさせていただくことがあります。
- ・ 一体の施工システム内での処理工程により建設発生土となった場合は、建設発生土として記入してください。

(7) 現場外搬出量（現場外搬出）

実際に現場外へ搬出した量のみを記入してください。

- ※ 泥水か泥土状の建設泥土として現場外へ搬出するものだけを記入してください。

※ 減量化量（分別量、分級量、処理工程による脱水量、処理工程により泥状を呈しなくなった建設発生土の量）は絶対に加算しないでください。

(8) うち現場内改良分（現場外搬出）

「0」を記入してください。

3-2. 建設発生木材（建設発生木材A、建設発生木材B）

搬出先の種類コード（現場外搬出）

熱回収（サーマルリサイクル）施設の場合は「6. 中間処理施設（サーマルリサイクル）」を、チップ化施設、選別施設の場合は「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」を選択してください。

※ 『7～9』を入力した場合は、リサイクル率に計上されませんので、入力間違いではないか後日確認の連絡をさせていただくことがあります。

3-3. 建設発生土（第1～4種建設発生土）

搬出先の種類コード（現場外搬出）の例

- ・ 工事間利用の場合は、「2. 他の工事現場（内陸）」を選択してください。
- ・ 東京都建設発生土再利用センターは、「4. 土質改良プラント」を選択してください。
- ・ 民間の土質改良プラントは、「4. 土質改良プラント（国登録ストックヤード）又は5. 土質改良プラント（国登録ストックヤード以外）」を選択してください。
- ・ 東京港埠頭（株）の中防内側受入基地は「6. スtockヤード（工事予定地含む）（再利用の目的がある場合）（国登録ストックヤード）」を選択してください。
- ・ 東京港埠頭（株）の新海面処分場は「3. 他の工事現場（海面）」を選択してください。
- ・ 上記例にない搬出先を利用する場合は、当該の搬出先に対応する種類コードを選択してください。

※ 宅地造成、土地改良等の土砂利用計画が明確である場合は、「2. 他の工事現場（内陸）」を選択してください。

※ 搬出先コード『8、9、12、13』を入力した場合はリサイクル率に計上されませんので、『8、9、12、13』を選択している場合は、後日確認の連絡させていただくことがあります。特に『13. 土捨場・残土処分場』を選択する間違いが多くなっていますので、ご注意ください。

1. 売却	8. スtockヤード（工事予定地含む）
2. 他の工事現場（内陸）	再利用の目的がない場合（国登録ストックヤード）
3. 他の工事現場（海面） ただし、廃棄物最終処分場を除く	9. スtockヤード（工事予定地含む） 再利用の目的がない場合（国登録ストックヤード以外）
4. 土質改良プラント （国登録ストックヤード）	10. 採石場、砂利採取跡地等復旧事業
5. 土質改良プラント （国登録ストックヤード以外）	11. 廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
6. スtockヤード（工事予定地含む） 再利用の目的がある場合（国登録ストックヤード）	12. 廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
7. スtockヤード（工事予定地含む） 再利用の目的がある場合（国登録ストックヤード以外）	13. 土捨場・残土処分場

記入例

様式2-ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画

単位に注意

整数あるいは小数点第三位まで入力

整数あるいは小数点第一位まで入力

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)							
		現場内利用		減量化		搬出先名称		搬出先住所		④現場外搬出量		⑤再生資源利用促進量											
		用途コード*10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量法コード*11	③減量化量 小数点第三位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内 コード*12	東京都江東区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	住所コード*4	運搬距離 千 百 十	搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで		⑤再生資源利用促進量 ②+③+⑤ ①						
特定建設副産物	コンクリート塊	65	1	20	0	トン	搬出先1 (株)〇〇リサイクル	公共 民間	1	東京都江東区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 0 8	8	km	5	45	トン	0	トン	45	トン	100	%	
	建設発生木材A (柱、梁、ボードなど木製部材が主要部材のもの)	3.2	0	0	0	トン	搬出先1 △△(株) チップ化施設	公共 民間	1	東京都東村山市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 1 3	3	6	km	5	3.2	トン	0	トン	3.2	トン	100	%
	搬出先2					トン	公共 民間																
	搬出先1					トン	〇〇道路(株) 〇〇工場	公共 民間	1	東京都葛飾区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 2	2	2	km	4	300	トン	0	トン	300	トン	100	%
建設副産物	その他がれき類					トン	搬出先1	公共 民間															
	建設発生木材B (柱、梁、床材などが主要部材のもの)	10	0	0	0	トン	搬出先1 〇〇(株) チップ化施設	公共 民間	1	東京都東村山市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 1 3	3	6	km	5	10	トン	0	トン	10	トン	100	%
	搬出先2					トン	公共 民間																
	建設汚泥	200	2	10	10	トン	搬出先1 足立区〇〇工事	公共 民間	1	東京都足立区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 1	3	0	km	2	150	トン	0	トン	150	トン	100	%
	搬出先2					トン	△△(株) △△処分場	公共 民間	1	東京都小金井市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 1 0	3	3	km	5	25	トン	0	トン	25	トン	100	%
	金属くず					トン	搬出先1	公共 民間															
	搬出先2					トン	公共 民間																
	廃塩化ビニル管・継手					トン	搬出先1	公共 民間															
	搬出先2					トン	公共 民間																
	焼石膏ボード					トン	搬出先1	公共 民間															
搬出先2					トン	公共 民間																	
紙くず					トン	搬出先1	公共 民間																
搬出先2					トン	公共 民間																	
アスベスト (飛散性)					トン	搬出先1	公共 民間																
搬出先2					トン	公共 民間																	
その他の分別された廃棄物					トン	搬出先1	公共 民間																
搬出先2					トン	公共 民間																	
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)					トン	搬出先1	公共 民間																
搬出先2					トン	公共 民間																	
建設発生土	第一種建設発生土	300	0	0	0	地山m ³	搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 3	2	2	km	2	170	地山m ³	0	地山m ³	300	地山m ³	100	%
	搬出先2					地山m ³	〇〇(株) 〇〇ストックヤード	公共 民間	1	東京都大田区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 1 1	1	4	km	5	130	地山m ³	0	地山m ³	130	地山m ³	100	%
	第二種建設発生土	345	2	45	30	地山m ³	搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 3	2	2	km	2	100	地山m ³	0	地山m ³	100	地山m ³	42	%
	搬出先2					地山m ³	〇〇(株) 〇〇処分場	公共 民間	2	東京都八王子市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 0 1	1	9	km	10	200	地山m ³	0	地山m ³	200	地山m ³	40	%
	第三種建設発生土	50	0	0	0	地山m ³	搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 3	2	2	km	2	20	地山m ³	0	地山m ³	20	地山m ³	40	%
	搬出先2					地山m ³	〇〇(株) 〇〇処分場	公共 民間	2	東京都八王子市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 0 1	1	9	km	10	30	地山m ³	0	地山m ³	30	地山m ³	40	%
	第四種建設発生土					地山m ³	搬出先1	公共 民間															
	搬出先2					地山m ³	公共 民間																
	深淵土以外の泥土					地山m ³	搬出先1	公共 民間															
	搬出先2					地山m ³	公共 民間																
深淵土					地山m ³	搬出先1	公共 民間																
搬出先2					地山m ³	公共 民間																	
合計	695		45	30		地山m ³														420	地山m ³	66.9	%

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他

コード*12
【建設副産物の場合】
1.先卸
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】
1.先卸
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント(国登録ストックヤード)
5.土質改良プラント(国登録ストックヤード以外)
6.ストックヤード(工事予定地含む)
7.ストックヤード(工事予定地含む)
再利用の目的がある(国登録ストックヤード以外)
8.ストックヤード(工事予定地含む)
9.ストックヤード(工事予定地含む)
再利用の目的がない(国登録ストックヤード以外)
10.採石場・砂利採取跡地等(復旧事業)
11.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
12.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
13.土捨場・残土処分場
再利用の目的がある(国登録ストックヤード以外)

注記
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 8.9.12.13へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

記入例

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (細割等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+④ ① (%)
		現場内利用		減量化 ③減量化量 *11 小数点第三位まで	搬出先名称		搬出先場所住所		④現場外搬出量		⑤再生資源利用促進率 ②+③+④ ① (%)				
		②利用量 *10 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで		区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容 コード*12	住所コード *4	運搬距離 *13	搬出先の種類 *13 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで					
資材廃棄物	コンクリート塊 65 トン	1	20 トン	0 トン	搬出先1 (株)○○リサイクル 搬出先2 公共 民間	公共 民間	1	東京都江東区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 0 8	8 km	5	45 トン	0 トン	45 トン	100 %
建設発生木材 (柱、梁、ボードなど本質資源が豊富に含まれるもの)	3.2 トン	0	0 トン	0 トン	搬出先1 △△(株) チップ化施設 搬出先2 公共 民間	公共 民間	1	東京都東村山市○○町○○丁目○○番地	1 3 2 1 3	3 6 km	5	3.2 トン	0 トン	3.2 トン	100 %
アスファルト・コンクリート塊	300 トン	0	0 トン	0 トン	搬出先1 ○○道路(株) ○○工場 搬出先2 公共 民間	公共 民間	1	東京都葛飾区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 2 2	2 2 km	4	300 トン	0 トン	300 トン	100 %
その他がれき類 (立木、除根材などが本質資源が豊富に含まれるもの)	10 トン	0	0 トン	0 トン	搬出先1 ○○(株) チップ化施設 搬出先2 公共 民間	公共 民間	1	東京都東村山市○○町○○丁目○○番地	1 3 2 1 3	3 6 km	5	10 トン	0 トン	10 トン	100 %
建設汚泥	200 トン	2	10 トン	10 トン	搬出先1 足立区○○工事 搬出先2 △△(株) △△処分場	公共 民間	1	東京都足立区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 2 1	3 0 km	2	150 トン	0 トン	175 トン	100 %
金属くず	トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間									%
廃塩化ビニル管・継手	トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間									%
廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間									%
廃石膏ボード	トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間									%
紙くず	トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間									%
アスベスト (飛散性)	トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間									%
その他の分別された廃棄物	トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間									%
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先1 搬出先2	公共 民間									%
第一種建設発生土	300 地山m ³	0	0 地山m ³	0 地山m ³	搬出先1 江戸川区△△工事 搬出先2 ○○(株) ○○ストックヤード	公共 民間	1	東京都江戸川区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 2 3	2 2 km	2	170 地山m ³	0 地山m ³	300 地山m ³	100 %
第二種建設発生土	345 地山m ³	2	45 地山m ³	30 地山m ³	搬出先1 江戸川区△△工事 搬出先2 ○○(株) ○○処分場	公共 民間	1	東京都江戸川区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 2 3	2 2 km	2	100 地山m ³	0 地山m ³	100 地山m ³	42 %
第三種建設発生土	50 地山m ³	0	0 地山m ³	0 地山m ³	搬出先1 江戸川区△△工事 搬出先2 ○○(株) ○○処分場	公共 民間	1	東京都江戸川区○○町○○丁目○○番地	1 3 1 2 3	2 2 km	2	20 地山m ³	0 地山m ³	20 地山m ³	40 %
第四種建設発生土	地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
表層土以外の泥土	地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)	地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2	公共 民間						地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
合計	695 地山m ³	45	30 地山m ³									650 地山m ³	420 地山m ³	66.9 %	

注記) 一般廃棄物は記入しないで下さい。
土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

コード*12 施工条件について
1.A指定処分 (発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13 (建設廃棄物の場合)
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単独焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

コード*13 (建設発生土の場合)
1.売却
2.他の工事現場(内陸) 再利用の目的がない(国登録ストックヤード)
3.他の工事現場(海面) 再利用の目的がない(国登録ストックヤード以外)
4.土質改良プラント(国登録ストックヤード) 10.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
5.土質改良プラント(国登録ストックヤード以外) 11.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
6.ストックヤード(工事予定地含む) 12.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
7.ストックヤード(工事予定地含む) 13.土捨場・残土処分場
8.ストックヤード(工事予定地含む) 再利用の目的がある(国登録ストックヤード)
9.ストックヤード(工事予定地含む) 再利用の目的がある(国登録ストックヤード以外)

※ 8.9.12.13へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。